3　ベナン、ブルキナファソ、コートジボワール共和国、ジブチ、マリ及びモーリタニアは、条約第十八条の規定に関連して、関税を課される物品を包有する普通書状を引き受けない。

4　1から3までの規定にかかわらず、血清、ワクチン及び緊急の必要性があり、かつ、入手が困難な医薬品を包有する郵便物は、いかなる場合にも差出しを認められる。

第十条　調査請求

1　サウジアラビア、カーボヴェルデ、エジプト、ガボン、英国の海外領土、ギリシャ、イラン・イスラム共和国、キルギス、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国、スーダン、シリア・アラブ共和国、チャド、トルクメニスタン、ウクライナ及びザンビアは、条約第十九条3の規定にかかわらず、通常郵便物のための調査請求の料金を利用者から徴収する権利を留保する。

2　アルゼンチン、オーストリア、アゼルバイジャン、リトアニア、モルドバ及びスロバキアは、調査請求に関する調査が完了した場合において、当該請求が正当とされないことが判明したときは、条約第十九条3の規定にかかわらず、特別料金を徴収する権利を留保する。

3　アフガニスタン、サウジアラビア、カーボヴェルデ、コンゴ共和国、エジプト、ガボン、イラン・イスラム共和国、キルギス、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、スーダン、スリナム、シリア・アラブ共和国、トルクメニスタン、ウクライナ及びザンビアは、小包について調査請求の料金を利用者から徴収する権利を留保する。

4　アメリカ合衆国、ブラジル及びパナマ共和国は、条約第十九条3の規定にかかわらず、1から3までの規定に基づいて料金を徴収する国において差し出される通常郵便物及び小包郵便物のための調査請求の料金を利用者から徴収する権利を留保する。

第十一条　通関料

1　ガボンは、通関料を利用者から徴収する権利を留保する。

2　ブラジルは、条約第二十条2の規定にかかわらず、税関検査に付する全ての郵便物について、通関料を利用者から徴収する権利を留保する。

3　ギリシャは、条約第二十条2の規定にかかわらず、税関当局に提示する全ての郵便物について、通関料を利用者から徴収する権利を留保する。

4　コンゴ共和国及びザンビアは、小包について通関料を利用者から徴収する権利を留保する。

第十二条　外国における通常郵便物の差出し

1　アメリカ合衆国、オーストラリア、オーストリア、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、ギリシャ及びニュージーランドは、自国から発送されなかった郵便物を条約第二十八条4の規定により自国に返送する指定された事業体から、関連する作業に係る費用に相当する金額を徴収する権利を留保する。

2　カナダは、条約第二十八条4の規定にかかわらず、少なくとも関連する通常郵便物の取扱いに係る費用を回収することができる報酬を差出側の指定された事業体から徴収する権利を留保する。

3　条約第二十八条4の規定は、名宛側の指定された事業体が、差出側の指定された事業体に対し、外国において多量に差し出される通常郵便物の配達について、適切な報酬を請求する権利を認めている。オーストラリア及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国は、当該報酬の支払額を名宛国の同様の郵便物に適用される適切な内国料金に制限する権利を留保する。

4　条約第二十八条4の規定は、名宛側の指定された事業体が、差出側の指定された事業体に対し、外国において多量に差し出される通常郵便物の配達について、適切な報酬を請求する権利を認めている。アメリカ合衆国、バハマ、バルバドス、ブルネイ・ダルサラーム国、中華人民共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、英国の海外領土、グレナダ、ガイアナ、インド、マレーシア、ネパール、ニュージーランド、オランダ、オランダ領アンティール及びアルバ、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、シンガポール、スリランカ、スリナム及びタイは、当該報酬の支払額を通常郵便に関する施行規則により大量郵便物について認められる限度に制限する権利を留保する。

5　ドイツ、サウジアラビア、アルゼンチン、オーストリア、ベナン、ブラジル、ブルキナファソ、カメルーン、カナダ、キプロス、コートジボワール共和国、デンマーク、エジプト、フランス、ギリシャ、ギニア、イラン・イスラム共和国、イスラエル、イタリア、日本国、ヨルダン、レバノン、ルクセンブルク、マリ、モロッコ、モーリタニア、モナコ、ノルウェー、ポルトガル、セネガル、スイス、シリア・アラブ共和国及びトーゴは、4に規定する留保にかかわらず、連合加盟国から受領する郵便物について、条約第二十八条の規定を完全に適用する権利を留保する。

6　ドイツは、条約第二十八条4の規定の適用のため、差出人の居住国から受領すべきであった額に相当する額の補償金を郵便物の差出国に請求する権利を留保する。

7　中華人民共和国は、この条の留保にかかわらず、外国において多量に差し出される通常郵便物の配達についての支払額を、万国郵便条約及び通常郵便に関する施行規則により大量郵便物について認められる限度に制限する権利を留保する。

第十三条　航空運送料に関する基本料金率及び規定

1　オーストラリアは、条約第三十四条の規定にかかわらず、小包郵便に関する施行規則に定めるところにより、又は二国間の合意を含む他のあらゆる手段により、小包による物品の返送業務の提供のための航空運送料に関する料金率を適用する権利を留保する。

第十四条　例外的な到着の陸路割当料金

1　アフガニスタンは、条約第三十五条の規定にかかわらず、小包一個ごとに七・五〇ＳＤＲの例外的な到着の陸路割当料金を追加して徴収する権利を留保する。

第十五条　特別料金率

1　アメリカ合衆国、ベルギー及びノルウェーは、航空小包に対し、平面路小包に対する陸路割当料金よりも高い額の陸路割当料金を徴収することができる。

2　レバノンは、重量一キログラムまでの小包に対し、重量一キログラムを超え三キログラムまでの小包に適用する料金を徴収することができる。

3　パナマ共和国は、航空路によって継越運送が行われる平面路小包（ＳＡＬ小包）に対しては、重量一キログラムごとに〇・二〇ＳＤＲを徴収することができる。

第十六条　継越料、航空運送料及び割当料金の額を定めることについての郵便業務理事会の権限

1　オーストラリアは、条約第三十六条6.1の規定にかかわらず、小包郵便に関する施行規則に定めるところにより、又は二国間の合意を含む他のあらゆる手段により、小包による物品の返送業務の提供のための発送の陸路割当料金を適用する権利を留保する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、これらの規定が条約中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの最終議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各締約国に送付する。

二千十二年十月十一日にドーハで作成した。

総務大臣　新藤　義孝
外務大臣　岸田　文雄
内閣総理大臣　安倍　晋三